

公 表 日

平成30年 7月17日

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 業務の名称                        | 平成30年度 鳥栖神埼間外整備方針検討業務  |
| 業務概要                         | 別紙のとおり   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 佐賀国道事務所長<br>山田 隆則<br>佐賀市新中町5番10号  |
| 契約年月日                        | 平成30年 7月17日  |
| 契約業者名                        | (株) 福山コンサルタント  |
| 契約業者の住所                      | 福岡県福岡市博多区博多駅東3-6-18  |
| 契約金額                         | 19,980,000円(税込み)   |
| 予定価格                         | 19,980,000円(税込み)   |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)   |
| 業務場所                         | 佐賀国道事務所管内  |
| 業種区分                         | 土木関係建設コンサルタント業務  |
| 履行期間(自)                      | 平成30年 7月18日  |
| 履行期間(至)                      | 平成31年 2月28日  |
| 備考                           | 入札情報サービス(PPI)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業務件名 平成30年度 鳥栖神埼間外整備方針検討業務

2. 履行場所 佐賀国道事務所管内

3. 契約の相手方 住 所：福岡市博多区博多駅東3-6-18  
会社名：(株)福山コンサルタント  
電 話：092-471-0211

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、国道3号・国道34号（鳥栖～江北北方間）の交通特性、道路構造、道路沿線及び周辺地域の地域特性、関連事業等の現道状況を過年度業務も含め把握・整理するとともに、新たな課題等を抽出し、佐賀県内全体の道路網を踏まえた路線計画の方向性及び整備優先度を検討するものである。

2) 業務の内容

本業務は、計画準備、課題の把握・整理、課題とその要因の把握・整理、課題解消に向けた路線計画の方向性・整備優先度の検討、報告書作成を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を29者が入手（ダウンロード）し、5者から参加表明書が提出され、5者が参加資格を有していた。

参加資格を有する5者を技術提案書の提出者として選定し、5者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断された。

特に、特定テーマの「佐賀県内における鳥栖神埼間、鳥栖拡幅以南、江北北方間の位置付け、交通特性を踏まえた整備優先度を捉えるための今後の課題抽出に関する着眼点について」に対する技術提案について、評価テーマに関する着眼点、解決方法等の提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける類似実績なども明示されており、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

佐賀国道事務所 計画課長